

舟橋村告示第 24 号

令和 7 年度舟橋村光熱費等高騰対策緊急支援金（障害分）交付要綱をここに  
公布する。

令和 7 年 11 月 20 日

舟橋村長 渡辺 光

令和 7 年度舟橋村光熱費等高騰対策緊急支援金（障害分）交付要綱

（令和 7 年 11 月 20 日告示第 24 号）

（趣旨）

第 1 条 原油価格等の影響を受ける村内福祉施設等に対し、光熱費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、舟橋村光熱費等高騰対策緊急支援金（障害分）（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、舟橋村補助金等交付規則（平成 15 年舟橋村規則第 10 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等（以下「事業所等」という。）とは、別表に掲げるサービス等を行う事業所等をいう。

2 この要綱において、「定員」とは、令和 7 年 7 月 1 日現在において舟橋村に届け出ている定員数をいう。

（補助対象者）

第 3 条 令和 7 年 7 月 1 日時点において舟橋村内に所在し、申請日時点において稼働している事業所等を運営する者（県又は市町村を除く。）を補助対象者とする。

（交付の対象）

第 4 条 交付の対象となる事業所等及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

（同意事項）

第 5 条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、支援金を交付しない。

- (1) 交付対象施設の要件を満たしていること
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 舟橋村暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、同条第 1 号に規定する暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (4) 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること

（申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、舟橋村光熱費等高騰対策緊急支援金（障害分）交付申請書及び実績報告書（様式第1号）を村長が別に定める日までに村長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第7条 村長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、申請者にその旨を通知する。

（交付決定の取消し等）

第8条 村長は、支援金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

（調査）

第9条 村長は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は、前項の調査に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第10条 支援金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の交付年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

（1）入所系、通所系

区分	対象事業所等	交付額
入所系	短期入所（空床型除く）、障害者支援施設、共同生活援助（介護・外部・日中）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、療養介護	定員1名あたり4,100円

通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型含む））、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援	定員1名あたり900円
-----	--	-------------

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく共生型の指定を受けている事業所等のうち、舟橋村光熱費等高騰対策緊急支援金（介護分）の交付対象となる事業所等については、介護分で申請すること。

※複数のサービスを合わせて定員を定めている場合には、指定上、各々に定員が定められていたとしても、複数のサービスを合わせた定員を本支援金上の定員とする。

## （2）訪問系

区分	対象事業所等	交付額
訪問系	就労定着支援、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	1施設あたり6,500円

※上記のいずれかの指定を受けている事業所は、サービス数にかかわらず1施設として扱う。

様式第1号(第6条関係)

[別紙参照]